

女性の活躍に関する情報公表について

一般財団法人 長野県文化振興事業団

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）（以下、「女性活躍推進法」という。）第 20 条第 1 項、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令（平成 27 年厚生労働省令第 162 号）第 19 条及び事業主行動計画策定指針に基づき、女性の活躍に関する情報を以下のとおり公表します。

・採用した労働者に占める女性労働者の割合：

（非正規労働者）

非常勤管理職員 0%

専門嘱託員 45.5%

嘱託員 78.6%

教員 OB 職員 0%

県職員 OB 職員 0%

臨時職員 81.8%

（正規職員）

職員 44.0%

教職員（長野県からの派遣） 15.4%

県職員（長野県からの派遣） 20.0%

・労働者の 1 月あたりの平均残業時間：1 時間

※上記は、令和 6 年 3 月 31 日時点